



花とみどりの三重づくり

基本計画 年次報告書（令和7年度版）

目次

第1章 はじめに.....	1
1 年次報告書について	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 計画の基本的な方針	4
第2章 令和7年度の実施状況.....	7
1 基本的施策の展開	8
2 令和7年度の実施状況（概要）	9
3 令和7年度の実施状況	14
【基本的施策1】 県有施設等における花とみどりの活用	14
【基本的施策2】 街路樹等の機能の発揮	23
【基本的施策3】 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進	28
【基本的施策4】 花とみどりの文化の振興	30
【基本的施策5】 花とみどりの教育等の推進.....	35
【基本的施策6】 花とみどりの名所づくりの推進.....	39
【基本的施策7】 人材育成等	42
【基本的施策8】 情報収集等	46
【基本的施策9】 県民及び事業者の理解の増進等	49
【基本的施策10】 顕彰	57
第3章 目標の進捗状況.....	61
1 目標の設定	62
2 目標の進捗状況.....	63
3 令和7年度評価.....	65
4 計画の推進体制	67
5 各主体の役割.....	67
6 計画の進捗管理.....	69
参考資料.....	73

第1章 はじめに

第1章 はじめに

1 年次報告書について

三重県は、海や山の豊かな自然に恵まれており、それぞれの地域において、地域特性に合わせて花とみどりの文化が醸成され、古くから花やみどりを身近に感じながら生活が営まれてきました。

しかし、近年では、都市化の進展や生活様式の変化などにより、花やみどりを身近に取り入れる機会や、緑化・美化に関する地域づくりに参加する機会も少なくなっています。

花壇の花、街路樹をはじめとする花とみどりには、癒しを与える効果、良好な景観形成につながる効果等があります。そのため、日々の生活の中で花とみどりに触れる機会を持つことで、生活にうるおいや、互いを思いやる優しさがあふれ、人びとの交流につなげることができます。

そこで、本県では、花とみどりのさまざまな効果を有効活用し、多様な主体との連携のもと、「花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重」の実現をめざすため、令和5（2023）年4月に「花とみどりの三重づくり条例」（以下「条例」という。）が施行されました。

これからは、県民一人ひとりが花とみどりの意義をあらためて認識した上で、県、国、市町、県民及び事業者等が連携・協働し、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に花とみどりに関する取組を進めていくことが期待されています。

このことから、花とみどりの活用をきっかけとした人びとの交流を、地域づくりへつなげるとともに、心豊かで健やかなまちづくりに向けて、花とみどりに関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、令和6（2024）年3月に「花とみどりの三重づくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

本年次報告書は、基本計画に基づき三重県が実施した令和7年度の各施策の実施状況について年次報告書としてとりまとめ、条例第19条第8項の規定に基づき、県議会に報告するとともに、広く県民の皆さんに公表するものです。

2 計画の位置づけ

条例第19条に基づく基本計画として位置づけています。

3 計画期間

令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間※とします。

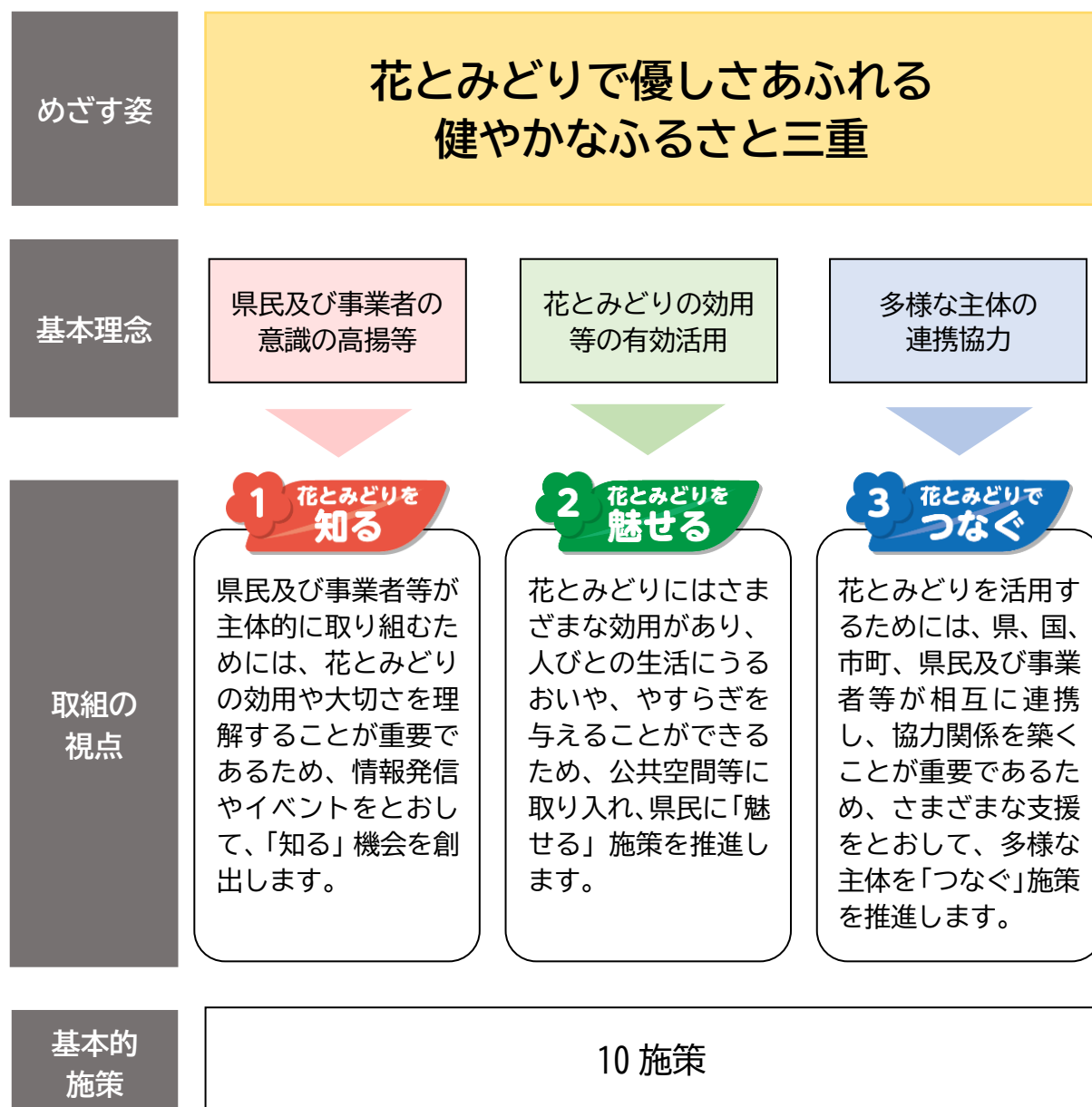
※条例附則第3項にて、条例の規定については、条例施行後おおむね4年ごとに検討することとされているため、計画期間を4年間としています。

4 計画の基本的な方針

条例がめざす「花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重」の実現に向け、県、国、市町、県民及び事業者等の多様な主体が相互に連携し、協力して効果的に取組を進めていく必要があります。

取組にあたっては、条例で定める基本理念をふまえた取組の視点を設定し、幅広い分野に関わる花とみどりの施策を推進していきます。

【めざす姿の実現に向けた取組イメージ】



本計画では、基本方針を次のとおりとします。

R6～R9 基本方針

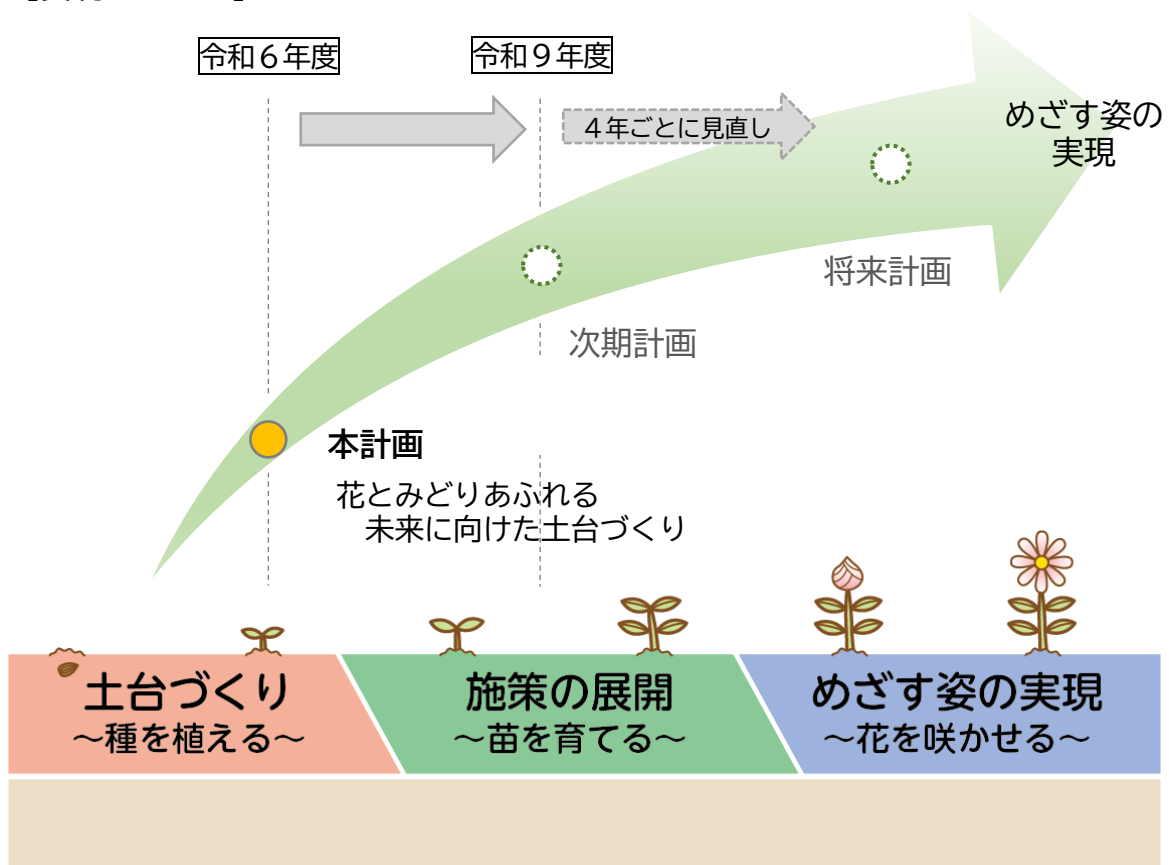
花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり ～多くの県民が花とみどりが活用された まちづくりを実感するために～

本県は、条例が制定されたことで、花とみどりにあふれる未来に向けスタートラインに立ちました。

本計画の期間は、「花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり」をめざす4年間とし、現在各部局が取り組んでいる花とみどりに関する施策を計画に位置づけて体系的に展開するとともに、県民が花とみどりに関心を持つことができるよう気運醸成に注力して取り組みます。

今後、計画の策定と結果の検証を繰り返し、段階的に条例がめざす姿に近づいていく必要があります。

【実現イメージ】



第2章 令和7年度の取組状況

第2章 令和7年度の取組状況

1 基本的施策の展開

取組の視点をふまえ、条例で定める 10 の基本的施策ごとに具体的な取組を進めます。

また、基本的施策と取組の視点の関係性について、以下のとおり整理しています。

※表中の「●」印は、各基本的施策において特に関わりが深い視点を示しています。

基本的施策	取組の視点		
	知る	魅せる	つなぐ
1 県有施設等における花とみどりの活用		●	●
2 街路樹等の機能の発揮		●	●
3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進	●		●
4 花とみどりの文化の振興	●	●	
5 花とみどりの教育等の推進	●		●
6 花とみどりの名所づくりの推進	●	●	
7 人材育成等	●		
8 情報収集等	●		
9 県民及び事業者の理解の増進等	●		
10 顕彰	●		●

2 令和7年度の取組状況（概要）

【基本的施策1】 県有施設等における花とみどりの活用

魅せる

つなぐ

取組の
方向性

- (1)(2)県が管理する施設や公園・河川等における花とみどりの活用の推進
(3)県民参加による維持管理の促進や緑化・交流拠点づくりの推進

取組
内容

- (1)(2)県庁舎等の適切な維持管理や花壇の設置／県営都市公園等の緑化推進 等
(3)美化ボランティアへの支援／公共空間緑化に取り組む市町への助言 等

R7
取組（1）県庁舎等における緑化、植栽等の推進

○県庁舎等では、良好な景観と施設内環境を維持するために適切な剪定や除草を行い、樹種や草花の植栽を実施しました。また、来庁者に親しみを持ってもらうため、施設や地域の特徴を生かした植栽や花壇の設置に取り組みました。

○三重県営サンアリーナにおいて、指定管理者により、5月下旬から6月中旬にかけて樹木の剪定等を実施しました。

（2）都市公園等における緑化の推進

○五十鈴公園内の樹木について、指定管理者により、合計15本の枯損木の伐採を行いました。

○東海自然歩道や伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園において、施設の点検や手すり・歩道の改修などの維持管理に取り組みました。

（3）協働による公共空間の緑化の推進

○三重県が管理する海岸・港湾・漁港緑地を安心・安全に利用できるよう、清掃や植樹剪定等を実施しました。

○県が管理する道路・河川・熊野灘臨海公園において、自治会委託による除草作業を実施しました。



本庁舎花時計歩道の
樹木剪定



津庁舎敷地内の
植栽、樹木管理



施設周辺の植栽
(三重県営サンアリーナ)



芝生広場の除草作業
(三重びよくエの森)

【基本的施策2】 街路樹等の機能の発揮

魅せる

つなぐ

取組の
方向性

- (1)「三重県街路樹マネジメント方針」に基づく維持管理・方針の適宜検証
(2)街路樹等の良好な景観維持のため、県民・事業者等との協働

取組
内容

- (1)街路樹の維持管理／植樹帯等による道路空間のグリーン化 等
(2)道路美化・維持活動への支援／「みえ花と絆のプロジェクト」推進 等

R7
取組（1）街路樹等を生かした道路空間の魅力向上

○県管理道路の街路樹（高木）の点検・診断を行い、GISと連携した街路樹台帳を作成するとともに、危険木のカルテ化を進めました。

○事業中の道路法面において、快適な道路空間が確保されるよう、状況に応じた緑化法面に取り組みました。

（2）協働による道路空間づくり

○県が管理する道路・河川・海岸・都市公園において、3,599人が美化ボランティア活動に参加いただき、作業に必要な物品の提供、作業中の事故に備える保険料（傷害・賠償）等の支援を行いました。

○県内10建設事務所（15箇所）において、「みえ花と絆のプロジェクト」により、地元自治会や企業、学校等と連携して道路美化や花植え活動を行いました。



道路のグリーン化



ボランティアによる花壇整備
(亀山サンシャインパーク)



みえ花と絆のプロジェクト

【基本的施策3】 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進

知る つなぐ

取組の方向性

(1) 社会福祉施設等における花とみどりを通じた交流促進や花壇の設置・樹木の植栽等による緑化推進

取組内容

(1) 農業学科等を設置する県立高等学校における園芸福祉活動／社会福祉施設等への花とみどりの活用事例の情報提供 等

R7取組

（１）花とみどりを通じた交流促進と施設の緑化推進

- 県立子ども心身発達医療センターでは、良好な景観を維持するため、敷地内の樹木や草花の剪定、除草を行い、同様に、県立病院でも定期的に植栽された樹木等の剪定を行いました。また、こころの医療センターでは、デイケアプログラムの一環として花を活用した取組、フラワーアレンジメントを実施しました。一志病院では、地域の小学校の児童と協力して、敷地内の花壇に花苗を植える活動を行いました。
- 相可高等学校の生徒が、園児と野菜の栽培や園児を招いて寄せ植え体験を実施し、明野高等学校の生徒が園児と花壇の花植えを行いました。
- 社会福祉施設等に対して条例や基本計画を周知するとともに、活用事例の募集や情報提供を行いました。



一志病院における地域の小学校との花植え活動



相可高等学校の園芸福祉活動

【基本的施策4】 花とみどりの文化の振興

知る 魅せる

取組の方向性

- (1)(2) 街路樹文化や生花文化等の花とみどりの文化の継承や、日常生活での花とみどりの活用の促進
- (3) 研修会や観察会の開催による花とみどりに関する知識等の普及

取組内容

- (1) 県営都市公園における花苗ポット等の配布や草木の観察会の実施 等
- (2) SNS等を通じた花とみどりに関する文化のPR
- (3) 品評会・展示会、花やみどりの管理に関する講習会の開催

R7取組

（１）日常生活における花とみどりの活用の促進

- 各県営都市公園において、花とみどりに関連した啓発活動を実施するとともに、各公園指定管理者の自主事業として、植物観察会等を実施しました。

（２）花とみどりに関する文化の紹介

- 生活文化を振興する取組の一環として、華道を体験する行事の後援を行いました。
- 公益社団法人三重県緑化推進協会が、一般社団法人日本樹木医会三重県支部と協力し、県内19箇所で樹木健康診断を実施しました。

（３）花とみどりに関する知識等の普及

- 4月と5月に三重県立熊野少年自然の家において、施設近辺の野草を観察、採取し、調理を行うなどの体験イベントを開催しました。
- 花き関係者や生産者団体等と連携し、花きの消費拡大イベント（2回開催、来場者約8,400人）や品評会（2回開催、出品数212点）を開催しました。



樹木健康診断



熊野少年自然の家の野草を活用した体験イベント



三重県植木まつりの開催

【基本的施策5】 花とみどりの教育等の推進

知る つなぐ

取組の
方向性

- (1) 学校での花とみどりにふれあい、大切さを学ぶ活動に対する情報提供や技術支援等の充実
- (2) 学校が実施する花とみどりを通じた地域活動を継続的に行うための環境整備の推進

取組
内容

- (1) 学校での園芸や林業についての学習や体験活動の実施 等
- (2) 花とみどりを活用した地域の美化活動や清掃運動への支援 等

R7
取組(1) 学校教育における花とみどりの活動

- 県内の小中学校に対してフラワー・ブラボー・コンクールへの参加案内を行うとともに、特に優れた花壇づくりを行う小中学校を表彰するコンクールを実施し75校が参加しました。
- 県林業アカデミーと連携し、久居農林高等学校の生徒がチェーンソーの安全な使用方法や適切な森林管理について学習しました。
- 特別支援学校において、「特別の教科 道徳」や「生活科」などを通じて自然を愛する心やクラスの一員としての役割意識を育て、さらに「作業学習」で歩道に面した花壇の緑化活動を行いました。

(2) 花とみどりを通じた地域活動の取組

- 小中学校における地域学校協働活動について、推進協議会を開催し、花壇や学校周辺環境の好事例を紹介しました。
- 四日市中央工業高等学校の1年生全員が、学校周辺地域のごみ収集と分別作業を行いました。同様に多くの学校で「学校環境デー」を設定し、地域の清掃活動を行いました。



フラワー・ブラボー・コンクール表彰式

特別支援学校の取組
(花壇の緑化活動)

地域における美化・清掃活動

【基本的施策6】 花とみどりの名所づくりの推進

知る 魅せる

取組の
方向性

- (1) 花とみどりの名所となり得る場所の特色を生かした、環境整備の推進
- (2) 花とみどりの名所について、ホームページやSNS等による情報発信

取組
内容

- (1) 名所の特色に応じた適切な維持管理／森林公園・自然公園の保全・活用 等
- (2) ホームページやSNS、季刊紙等による名所の情報発信 等

R7
取組(1) 花とみどりの名所づくり

- 植樹した桜の維持管理を指定管理者と連携して適切に行いました。
- 大杉谷登山歩道や自然公園で自然体験ツアーなどのイベントを30回開催しました。また、SNSなどを活用して自然景観や歴史・文化の魅力を100回発信しました。
- 伊賀白鳳高等学校では、生徒が、伊賀市で保全活動をしている方と共に地域の小学校を訪問し、動画と模型を交えてノハナショウブの紹介を行いました。

(2) 花とみどりの名所等の情報発信

- 県土整備部が管理するSNSのアカウント(X、Instagram)において、年間7件の投稿を行い、取組について情報発信しました。
- 三重県観光連盟では、年3回季刊紙「観光三重」を発行し、ホームページで三重の観光スポットを紹介する中で、花とみどりの名所に関連するスポットも紹介しました。



森林ウォーキング



植樹体験

季刊誌「観光三重」春号
「お花見さんぽ」

【基本的施策7】 人材育成等

知る

取組の方向性

- (1)専門的な知識を有する者等、花とみどりの活用の推進に寄与する人材を育成できる環境整備の推進
- (2)花き生産者、花き市場関係者、造園建設業者等に対する技術支援や経営指導等の支援

取組内容

- (1)花き生産者への支援／資格取得に向けた支援／資格の活用手法の検討 等
- (2)花き生産者に対する技術導入や販売促進に向けた支援 等

R7取組

- (1) 人材の育成・確保**
 - 花き分野での新規就農希望者に対し、関係市町等と連携し、就農相談等の対応を行い、1名が新規就農しました。
 - 農業学科を設置する高等学校の生徒が花とみどりに係る国家資格に挑戦し、造園技能士2級に計16名、フラワー装飾技能士3級に計6名合格しました。
 - 「街路樹剪定士」の資格の活用に向けて、他県等の情報収集を進めました。
- (2) 産業への支援**
 - 共通規格台車を活用した輸送効率化実証に取り組んだほか、難防除病害虫の効果的防除法確立の実証など7試験に取り組みました。
 - 生産者団体が実施する3つの品評会において、審査に協力しました。
 - 産地の認知度向上に向け、買参人を対象とした展示商談会を開催しました。



農業大学校花きコース実習の様子



バラの高温対策技術実証



花き展示商談会（ガーデニングショー）

【基本的施策8】 情報収集等

知る

取組の方向性

- (1)花とみどりの活用の推進を専門的知見に基づき効果的に実施するために必要な情報の収集及び提供、調査研究の推進

取組内容

- (1)県が所管する研究所等における調査研究の推進や、専門的情報を用いた事業者等への支援 等

R7取組

- (1) 専門的な情報の提供や調査研究の推進**
 - 市町や生産者団体が実施するイベント（第49回鈴鹿市植木まつり、第54回三重県植木まつり、品評会、みえ花フェスタ2025）において、運営支援や審査を行いました。第54回三重県植木まつりでは、盆栽体験を支援し、44名が参加しました。
 - 花き栽培の技術相談について、17件の問い合わせに対応しました。また、農業大学校の講義（園芸概論）において研究成果の紹介や技術指導を行いました。
 - 「花とみどりの日」記念イベントの開催や「みえ花と絆のプロジェクト」花植え活動等の取組事例や成果をホームページで情報発信（15回）しました。
 - 温暖化に対応したサツキの挿し木時期に関する実証試験に取り組みしました。



緑育体験（盆栽づくり）



三重県植木品評会での審査



シクラメンの肥培管理の実験

【基本的施策9】 県民及び事業者の理解の増進等

知る

取組の
方向性

- (1)花とみどりに関するイベントの開催や活用事例等の情報発信により、理解増進とその活用に対する気運を醸成
- (2)県民及び事業者等に対する条例の周知や花とみどりの活用への理解増進

取組
内容

- (1)「花とみどりの日」「街路樹の日」におけるイベントの開催／県産花きを使用した飾花展示や寄せ植え等の体験教室の実施／生産者団体等が主催するイベントの支援 等
- (2)条例の周知のための啓発物品の作成／地域の環境保全活動に係る支援 等

R7
取組

(1) イベントの開催や情報発信

- 「鈴鹿市植木まつり（4月）」の各種イベントと合わせた「花とみどりの日記念イベント」の開催や「みえ花と絆のプロジェクト」等と連携して「三重県街路樹の日」をPRしました。
- 「みえ花とみどりのふれあいフェスタ」での体験教室を20回開催するとともに、花とみどりの魅力を発信するPRツールを活用した情報発信にも取り組みました。
- 三重びよくエの森と伊賀上野びよくエの森で、自然体験型イベントを実施するとともに、SNSを活用して季節の話題やイベント結果などを情報発信し、利用者の増加につなげました。
- 民間事業者や公益財団法人が実施した、さくらや広葉樹の苗木寄贈事業にかかる募集案内の際に、県・市町及び関係団体等を通じて周知を行い、情報提供に協力しました。

(2) 条例の周知と活用するための仕組みづくり

- 条例の周知を目的として、ポスターやのぼり旗を県庁舎や都市公園に掲示し、「みえ花と絆のプロジェクト」などの花とみどりを活用した取組とも連携することで、条例の認知度向上と気運の醸成を図りました。
- 農地等の保全活動を推進するため、ため池の草刈りや水路沿いの植栽活動を実施する475組織の共同活動を支援しました。



花とみどりの日記念イベント

全国豊かな海づくり大会
PRにかかる飾花展示

森林公園における森林教育



水路沿いの植栽活動

【基本的施策10】 顕彰

知る

つなぐ

取組の
方向性

- (1)花とみどりの活用に取り組む県民・事業者等の活動をたたえる制度の充実を図り、さまざまな活動の成果を発表するコンクール等の開催の検討

取組
内容

- (1)「フラワー・ブラボー・コンクール」の開催／鉢花、花苗、切花の品評会の開催、表彰／緑化活動の推進等に尽力した方への表彰

R7
取組

(1) 表彰・コンクールの開催

- 「フラワー・ブラボー・コンクール」において、地方審査と中央審査を実施しました。また、11月に表彰式を開催し、受賞校（10校）の表彰を行い、ホームページ等で受賞校の取組を広く紹介しました。
- 12月に「令和7年度三重県花き品評会」（出品数153点）を開催し、品評会の受賞作品をみえ花フェスタ2025において広く来場者に発信しました。

フラワー・ブラボー・
コンクール審査風景

三重県花き品評会

3 令和7年度の取組状況



【基本的施策1】県有施設等における花とみどりの活用

1 現状・課題

- 県は県本庁舎や地域庁舎のほか、文化施設や水道施設などのさまざまな県有施設や、公園・河川・海岸等の公共用財産を管理しています。
- 県庁舎等における親しみやすい施設づくりのため、敷地内の樹木等の適切な維持管理をはじめ、施設の緑化につながる取組を推進していく必要があります。
- 県が管理する公園、河川や海岸等においては、それぞれの特性に応じた維持管理により、良好な自然環境の保全や向上を図る必要があります。
- 県有施設を持続的に維持管理し、花とみどりの活用を推進していくためには、地域の協力を得ながら進めていく必要があります。

2 取組の方向性

- 県庁舎等の県有施設や県が管理する公園・河川・海岸等において、それぞれの施設の特性に応じた花とみどりの活用を図ります。
- 県有施設等の花とみどりの活用の推進に向け、ボランティアの協力を得るなど、県民参加による維持管理を促進し、緑化や交流拠点づくりを推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策1の具体的な取組内容及び、取組ごとの主体と支援内容※は次のとおりです。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策1			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	県庁舎等における緑化、植栽等の推進	取組1 県庁舎等における取組	●					
		取組2 指定管理者制度導入施設における取組	●		●	●		
(2)	都市公園等における緑化の推進	取組1 県営都市公園における取組	●		●	●		
		取組2 森林公園、自然公園施設等における取組	●		●	●		
		取組3 港湾緑地、海岸緑地等における取組	●	●				
(3)	協働による公共空間の緑化の推進	取組1 道路・河川・海岸・都市公園美化ボランティア活動助成（推進）事業	●		●	●		●
		取組2 除草委託事業	●		●	●		●
		取組3 フラワーオアシス推進事業	●	●	●	●		●
		取組4 市町への緑化支援	●	●				

(1) 県庁舎等における緑化、植栽等の推進

取組1 県庁舎等における取組

令和7年度の取組状況

- ・県庁舎等において、良好な景観や施設内環境が維持されるよう、樹種や植栽にあわせた剪定や除草等を実施し、適切な維持管理を行いました。また、来庁者に親しみをもってもらうため、施設や地域の特徴を生かした樹種、草花の植栽、出入口付近への花壇の設置等に取り組みました。

【本庁舎】 本庁舎周辺の樹木剪定を年4回、草刈りを年6回実施するとともに、花壇への花植えを実施しました。

【桑名庁舎】 庁舎南面の一角にグリーンウォールを設置し、緑化と室内環境の改善に取り組みました。

【四日市庁舎】 ボランティアの方が生けてくださる花を、庁舎本館棟1階玄関ホールで展示しました。（この取組は30年以上継続）

【鈴鹿庁舎】 庁舎敷地内の植木の剪定、除草及び高木の伐採を行い、適切な環境維持に努めました。

【津庁舎】 敷地内緑地帯の草刈りを年5回、寄せ植えの刈込を年2回実施するとともに、敷地内樹木の剪定（庁舎西側）を行いました。

【松阪庁舎】 庁舎正面玄関に植栽ポットを設置しました。

【伊勢庁舎】 公道に面した庁舎北側の植栽等をメインに、剪定を実施しました。

【伊賀庁舎】 庁舎内2階県民ロビーに設置しているデジタルサイネージやポスターにて周知を行いました。

正面玄関前を中心に、多数の低木や、花の植栽・管理を行い、庁舎の景観を向上させました。

【尾鷲庁舎】 庁舎駐車場のサツキやツツジ等の剪定や除草等を実施しました。

【熊野庁舎】 来客用駐車場の北側及び東側に植栽した芝桜のほか、百日草やニチニチソウ等の花を植え、以前から植わっている樹木と合わせて管理を行いました。

【各水道事務所、浄水場】 浄水場および関連する水道施設等の敷地内の除草および剪定を実施しました。

- ・ 除草（北勢：4回、中勢：4回、南勢：3回）

- ・ 剪定（中勢：2回、南勢：1回）

【警察庁舎】 警察本部庁舎において、高木剪定を実施し、樹形を整え、景観を改善しました。

警察本部、運転免許センター、警察署で樹木剪定・除草作業を実施しました。

県下交番、警察官駐在所の一部で花壇の整備、プランターの設置を実施しました。



（剪定前）

本庁舎 花時計歩道



（剪定後）



津庁舎敷地内の植栽、樹木管理



松阪庁舎の植栽ポット



伊勢庁舎敷地内の植栽、樹木管理



伊賀庁舎の花の植栽



尾鷲庁舎敷地内の植栽管理

取組2 指定管理者制度導入施設における取組**令和7年度の取組状況**

- ・三重県総合文化センターボランティアの一つである「園芸ボランティア（登録人数10名）」のメンバーが、週に3～4日程度、水やり・花がら摘み・雑草の除去・施肥などを実施し、植物の適切な維持管理を行いました。
- ・三重県営サンアリーナにおいて、5月下旬から6月中旬にかけて樹木の剪定等を実施しました。なお、サンアリーナ会議棟の外に広がる日本庭園については、草木が綺麗に見えるよう2ヵ月に一度白砂利を整え、景観を良くしています。
- ・三重県流域下水道施設において、以下の取組を実施しました。
 - 【雲出川左岸浄化センター】玄関及び玄関内ホールに、プランターで多肉植物を植えており、それを維持管理しました。
 - 【松阪浄化センター】正面玄関、職員駐車場、管理本館裏側の見学コース上の花壇に花を植えており、それを維持管理しました。
- ・三重県立熊野少年自然の家において、フジバカマとクマノザクラの適切な維持管理を行いました。なお、令和7年度においては、9月～11月の間でアサギマダラの飛来確認できず、「アサギマダラ観察会」を中止しました。



「園芸ボランティア」
(三重県総合文化センター)



松阪浄化センターの植栽



施設周辺の植栽
(三重県営サンアリーナ)

(2) 都市公園等における緑化の推進

取組1 県営都市公園における取組

令和7年度の取組状況

- ・五十鈴公園内の樹木について、指定管理者により、合計 15 本の枯損木の伐採を行いました。
- ・公園指定管理者による民間事業者ならではの創意工夫のもと、緑のオープンスペースとして、植栽等の管理を適切に実施しました。



植栽管理状況（亀山サンシャインパーク）



植栽管理状況
(ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）)

取組2 森林公園、自然公園施設等における取組

令和7年度の取組状況

- ・三重びよくエの森（三重県民の森）及び伊賀上野びよくエの森（三重県上野森林公園）において、樹木の剪定などの維持管理を行いました。また、東海自然歩道や伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園において、手すり・歩道を改修するなど、自然公園施設を安全で快適に利用できるよう、施設の点検を行うとともに、適切な維持管理に取り組みました。



ラジコンによる芝生広場の除草作業
(三重びよくエの森（三重県民の森）)



花壇の管理
(伊賀上野びよくエの森（三重県上野森林公園）)

取組3 港湾緑地、海岸緑地等における取組

令和7年度の取組状況

- ・三重県が管理する港湾緑地等を安心・安全に利用できるよう、清掃や植樹剪定等を実施しました。
- ・県が管理する海岸緑地について、2市町と連携し、樹木の剪定などの維持管理を行いました。
- ・県が管理する漁港緑地について、周辺環境と調和した良好な自然環境の保全や向上が図られるよう、適切に維持管理を行いました。



海岸緑地の清掃状況



漁港内の除伐状況

(3) 協働による公共空間の緑化の推進

取組1 道路・河川・海岸・都市公園美化ボランティア活動助成（推進）事業

令和7年度の取組状況

- ・県が管理する道路・河川・海岸・都市公園において、3,599人が美化ボランティア活動に参加いただき、作業に必要な物品の提供、作業中の事故に備える保険料（傷害・賠償）等の支援を行いました。
- ・亀山サンシャインパークにおいて、愛護会による花壇整備に関するボランティア活動が展開されました。



道路美化ボランティア活動の様子



ボランティアによる花壇整備
（亀山サンシャインパーク）

取組2 除草委託事業

令和7年度の取組状況

- ・県が管理する道路・河川・熊野灘臨海公園において、自治会委託による除草作業を実施しました。

取組3 フラワーオアシス推進事業

令和7年度の取組状況

- ・河川敷の水辺に植栽等を行うため、7団体（延べ617人）に対して、必要な経費の支援を行いました。



河川での活動の様子

取組4 市町への緑化支援

令和7年度の取組状況

- ・令和7年度市町都市計画担当課長会議等において、市町に対し、公園内の緑化や植栽管理の先行事例等の情報提供を行いました。



市町都市計画担当課長会議の様子

○制度の拡充・創設事項

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

○延滞の中でも安全・快適に暮らせる都市環境の形成を推進するため、グリーンインフラを活用した暑熱対策の取組については、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業における「地域の防災・減災、安全」に資する事業とし、その取組をさらに強化するため、防災・安全交付金の重点配分対象である「地域の防災・減災、安全」に資する事業に「暑熱対策」が含まれることを明確化。

重点配分対象の内容

（社会資本整備総合交付金）

国の基本計画等にに基づき、グリーンインフラにより都市の課題解決に関する投資の目標達成のために実施する都市公園の整備、公共公益施設の緑化、民間建築物の緑化のうち、都市の成長力強化や地域活性化に資する事業

（防災・安全交付金）

国の基本計画等にに基づき、グリーンインフラにより都市の課題解決に関する投資の目標達成のために実施する都市公園の整備、公共公益施設の緑化、民間建築物の緑化のうち、地域の防災・減災、安全に資する事業（暑熱対策を含む。）

事業実施イメージ

暑熱対策に関する目標を設定し、緑化等の取組を実施



支援制度の情報提供



【基本的施策2】 街路樹等の機能の発揮

1 現状・課題

○街路樹等による道路緑化は、良好な景観形成、沿道環境の保全や道路利用者の快適性の向上等に加え、人びとに「親しみ」や「うるおい」、「やすらぎ」を与えるなどの効果※があることから、道路空間や地域の魅力を高める重要な役割があります。

※道路緑化の効果

<景観向上機能>

①修景、②景観統合・調和、③遮蔽、④地域への愛着醸成に分類される諸機能が複合的に作用することにより、道路や沿道を含めた地域全体における良好な景観の向上を図る。



<環境保全機能>

①沿道住民が生活の場となる生活環境、②道路周辺の野生動植物の生息及び生育空間となる自然環境、③地球温暖化やヒートアイランド対策が必要となる地球環境について求められる保全に寄与する。



<交通安全機能>

①遮光、②視線誘導、③交通分離、④指標、⑤衝撃緩和に分類される諸機能により、安全で円滑な道路交通の確保に寄与する。

<緑陰形成機能>

樹木の樹冠が上空を覆うことによって緑陰を形成し、道路利用者に通行時の他にも休息や休憩等の快適な空間を提供する。



<防災機能>

①道路周辺からの飛砂等による交通障害、②風雨等による侵食、③火災延焼、④建物倒壊を防止する。

資料：道路緑化の概要（国土交通省ウェブサイト）の掲載内容を加工

○街路樹においては、成長した枝葉による見通しの悪化や、雑草や落ち葉等による歩道空間の妨げが発生しており、安全な道路交通に支障をきたしているケースも見受けられます。

○街路樹の機能をより効果的に発揮させるためには、路線や地域特性をふまえ、各道路で必要とされる機能に応じて維持管理を行う必要があります。

○特に、日常生活に最も身近なインフラである道路空間においては、良好な景観等の形成・維持に向け、県民及び事業者等と協働した取組が必要です。

2 取組の方向性

- 県管理道路の街路樹が良好な景観形成や交通安全等の機能を発揮できるよう、「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、その特性等に応じて適切な維持管理を行います。
- 「三重県街路樹マネジメント方針」の取組を進めながら、適宜検証し、柔軟に見直しを行っていきます。
- 街路樹やその周辺における良好な景観の維持のため、県民及び事業者等と協働した取組を推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策2の具体的な取組内容及び、取組ごとの主体と支援内容※は次のとおりです。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策2			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	街路樹等を生かした道路空間の魅力向上	取組1 街路樹等の維持管理	●	●				
		取組2 道路空間のグリーン化	●					
(2)	協働による道路空間づくり	道路・河川・海岸・都市公園 取組1 美化ボランティア活動助成（推進）事業【再掲】	●		●	●		●
		取組2 みえ花と絆のプロジェクト	●		●	●		
		取組3 除草委託事業【再掲】	●		●	●		●
		取組4 ふれあいの道事業	●		●	●		●

(1) 街路樹等を生かした道路空間の魅力向上

取組1 街路樹等の維持管理

令和7年度の取組状況

- ・県管理道路の街路樹（高木）の点検・診断（11,765本）を行い、GISと連携した街路樹台帳を作成するとともに、危険木のカルテ化（422本）を進めました。



打音



鋼棒貫入

樹木医による健全度診断



危険木のカルテ化（イメージ）

取組2 道路空間のグリーン化

令和7年度の取組状況

- ・県管理道路の街路樹（高木）の点検・診断（11,765本）を行い、GISと連携した街路樹台帳を作成するとともに、危険木のカルテ化（422本）を進めました。
- ・雨水浸透枡、雨水浸透側溝等の整備済み箇所において、整備後の状況確認を行いました。
- ・事業中の道路法面において、快適な道路空間が確保されるよう、状況に応じた緑化法面に取り組みました。
 - ▷阿児磯部鳥羽線（今浦） 植生工 460 m²
 - ▷国道 368 号（上長瀬） 植生工 250 m²
- ・整備中の県道（街路）において、道路の特性等に関して所管する建設事務所と協議を行い、必要な箇所において植樹を行う計画を検討しました。



阿児磯部鳥羽線（今浦）



国道 368 号（上長瀬）

(2) 協働による道路空間づくり

取組1 道路・河川・海岸・都市公園美化ボランティア活動助成(推進)事業【再掲】 令和7年度の取組状況

- ・県が管理する道路・河川・海岸・都市公園において、3,599人が美化ボランティア活動に参加いただき、作業に必要な物品の提供、作業中の事故に備える保険料(傷害・賠償)等の支援を行いました。
- ・亀山サンシャインパークにおいて、愛護会による花壇整備に関するボランティア活動が展開されました。



道路美化ボランティア活動の様子



ボランティアによる花壇整備
(亀山サンシャインパーク)

取組2 みえ花と絆のプロジェクト 令和7年度の取組状況

- ・県内10建設事務所(15箇所)において、地元自治会や企業、学校等と連携して道路美化や花植え活動を行いました。



地域の皆さんと協働した花植え活動

取組3 除草委託事業【再掲】

令和7年度の取組状況

- ・県が管理する道路・河川・熊野灘臨海公園において、自治会委託による除草作業を実施しました。

取組4 ふれあいの道事業

令和7年度の取組状況

- ・県が管理する道路において、6団体（1,312名）が除草、清掃、植栽等の美化・維持活動に参加いただき、傷害保険・賠償責任保険の加入、活動に必要な物品等の助成を行いました。



【基本的施策3】 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進

1 現状・課題

- 社会福祉施設等においては、花とみどりに接することにより、入所者等の生きがいづくり、健康の維持及び増進、仲間づくり等、さまざまな効果が期待できます。
- 社会福祉施設等における花とみどりの活用を促進するためには、施設管理者の理解を深める取組が必要です。

2 取組の方向性

- 社会福祉施設や医療提供施設において、花とみどりを通じた交流促進や花壇の設置・樹木の植栽等による緑化を推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策3の具体的な取組内容及び、取組ごとの主体と支援内容※は次のとおりです。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策3			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	花とみどりを通じた交流促進と施設の緑化推進	取組1 県立病院等における取組	●		●			
		取組2 県立高等学校における園芸福祉活動	●		●			
		取組3 社会福祉施設等への情報提供	●					

(1) 花とみどりを通じた交流促進と施設の緑化推進

取組1 県立病院等における取組

令和7年度の取組状況

- ・県立病院において、良好な景観を維持するため、敷地内に植栽された樹木等について、定期的に剪定、除草を行いました。
- ・こころの医療センターにおいて、デイケアプログラムとしてフラワーアレンジメント（年4回）や農園芸活動（年96回）等、花とみどりを活用する取組を実施しました。
- ・一志病院において、地域の小学校の児童と敷地内の花壇に花苗を植える取組を実施しました。（7月、12月）
- ・県立子ども心身発達医療センターにおいて、敷地内の樹木等の剪定、除草を行いました。



一志病院における地域の
小学校との花植え活動

取組2 県立高等学校における園芸福祉活動

令和7年度の取組状況

- ・相可高等学校では、地域のこども園において園児と野菜の栽培を行うとともに、園児を高校に招いて寄せ植え体験を実施しました。
- ・明野高等学校では、園児と園内の花壇の花植えを行い、花やみどりをとおして交流を行いました。



相可高等学校の園芸福祉活動

取組3 社会福祉施設等への情報提供

令和7年度の取組状況

- ・社会福祉施設等に対して条例や基本計画を周知するとともに、活用事例の募集や情報提供を行いました。



【基本的施策4】 花とみどりの文化の振興

1 現状・課題

○近年、生活スタイルの多様化等に伴い、花を贈ったり、家に飾ったりする機会が少なくなり、生花等の花とみどりの文化や伝統の継承が難しくなっています。今後は、花とみどりの文化や伝統に関する知識や意義に関する情報発信等を通じて、県民意識の醸成を図ることが必要です。

2 取組の方向性

- 街路樹文化（街路樹に親しむ活動及びその活動の文化的所産）を育むためのPRや、生花文化の継承に向けたPR等を通じて、花とみどりの文化を伝えるとともに、日常生活における花とみどりの活用を促進します。
- 花の育成方法の研修会や花とみどりの観察会等を計画し、花とみどりに関する知識等の普及を行います。

3 具体的な取組内容

基本的施策4の具体的な取組内容及び、取組ごとの主体と支援内容※は次のとおりです。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策4			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	日常生活における花とみどりの活用の促進	取組1 県営都市公園における花とみどりの文化の振興	●					
(2)	花とみどりに関する文化の紹介	取組1 街路樹に親しむためのPR	●					
		取組2 生花文化の振興に向けたPR	●					
		取組3 「フラワー・ブラボー・コンクール」のPR	●		●		●	●
		取組4 ボランティア団体の活動内容のPR	●					
		取組5 樹木医等の活用の推進	●	●	●	●		
(3)	花とみどりに関する知識等の普及	取組1 春の野草ウォッチング	●					
		取組2 各種展示・体験イベント・講習会の開催	●		●		●	●

(1) 日常生活における花とみどりの活用の促進

取組1 県営都市公園における花とみどりの文化の振興

令和7年度の取組状況

- ・各県営都市公園において、花とみどりに関連した啓発活動を実施するとともに、各公園指定管理者の自主事業として、植物観察会等を実施しました。



花苗配布
(ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）)



湿地観察会（ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森））

（２）花とみどりに関する文化の紹介

取組１ 街路樹に親しむためのＰＲ

令和７年度の取組状況

- ・県管理道路の街路樹（高木）の位置や樹種等の情報について、公開型GISにて情報発信を行いました。

取組２ 生花文化の振興に向けたＰＲ

令和７年度の取組状況

- ・生活文化を振興する取組の一環として、華道を体験する行事の後援を行いました。

取組３ 「フラワー・ブラボー・コンクール」のＰＲ

令和７年度の取組状況

- ・県内小中学校に対して、広くコンクールの募集案内文書を配布するとともに、「フラワー・ブラボー・コンクール」に参加する県内小中学校の教員を対象に、花苗の栽培方法や花壇の作成方法・管理方法に関する講習会（７月２５日開催、参加者９名）を開催し、過去の入賞作品等の情報を紹介しました。



フラワー・ブラボー・コンクール花壇苗講習会

取組4 ボランティア団体の活動内容のPR

令和7年度の取組状況

- ・県土整備部が管理するSNSのアカウント（X、Instagram）において、年間7件の投稿を行い、取組について情報を発信しました。



SNSによる活動のPR

取組5 樹木医等の活用の推進

令和7年度の取組状況

- ・公益社団法人三重県緑化推進協会が一般社団法人日本樹木医会三重県支部の協力を得て実施する緑地等適正管理事業（樹木健康診断）において、県内19箇所で行った樹木健康診断を実施しました。



樹木健康診断

(3) 花とみどりに関する知識等の普及

取組1 春の野草ウォッチング

令和7年度の取組状況

- ・ 4月20日に三重県立熊野少年自然の家において、「春の野草ウォッチング」を開催しました。(20名参加)
- ・ 5月11日には、「野山を散策しよう」を開催したところ、定員を超える募集があり、尾鷲市九鬼町付近を散策しました。(19名参加)



熊野少年自然の家の体験イベント

取組2 各種展示・体験イベント・講習会の開催

令和7年度の取組状況

- ・ 花き関係者や生産者団体等と連携し、花きの消費拡大につながる効果的なイベントや品評会を開催しました。
 - ▷第40回三重県植木品評会 (10月23日 出品数59点)
 - ▷第54回三重県植木まつり (10月25、26日 来場者 約3,000人)
 - ▷令和7年度三重県花き品評会 (12月5日 出品数153点)
 - ▷みえ花とみどりのふれあいフェスタ2025 (12月6、7日 来場者 約5,400人)



三重県植木まつりの開催



三重県植木品評会審査風景



【基本的施策5】 花とみどりの教育等の推進

1 現状・課題

- 小中学校では、花壇づくり等を通じて花育を実施しており、その発表の場としてフラワー・ブラボー・コンクールへ多くの学校が参加しています。今後も、子どもたちの花きに関する関心を高めるため、継続して取り組むことが必要です。
- 高等学校では、農林業や環境土木に関連する学科において、ガーデニングや栽培技術に関する教育を行っているほか、これらの知識を生かした地域活動への参画にも取り組んでいます。今後も、地域と連携し、ボランティア活動の充実を図ることが望まれます。

2 取組の方向性

- 学校の敷地内の樹木、花への水やりなどの世話や新たな花壇づくりを通じた花育等、花とみどりにふれあい、大切さを学ぶ活動を今後も継続できるよう、花壇の作成方法や管理方法等に関する情報提供や技術支援等の充実を図ります。
- 学校が教育活動の一環として実施している花とみどりを通じた地域活動に対し、継続的に活動が行える環境整備を推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策5の具体的な取組内容及び、取組ごとの主体と支援内容※は次のとおりです。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策5			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	学校教育における花とみどりの活動	取組1 学校における花育の取組	●		●		●	●
		取組2 県立高等学校における花とみどりを活用した教育	●					
		取組3 県立特別支援学校における花とみどりを活用した教育	●					
		取組4 花とみどりを活用した教育活動への支援	●		●		●	
(2)	花とみどりを通じた地域活動の取組	取組1 地域学校協働活動	●		●	●	●	
		取組2 県立高等学校での地域における活動	●					

(1) 学校教育における花とみどりの活動

取組1 学校における花育の取組

令和7年度の取組状況

- ・「フラワー・ブラボー・コンクール」を実施し、参加校のうち、特に優れた花壇づくりを行った小中学校を表彰しました。
県内参加:75校、地方審査(8月20~22日)、中央審査(9月10~12日)、表彰式(11月27日)
- ・令和7年7月25日に開催した「三重県学校緑化と花壇指導者講習会」では、寄せ植え体験を実施し、県内公立小中学校等の花壇担当者9名が参加しました。



フラワー・ブラボー・コンクール表彰式

取組2 県立高等学校における花とみどりを活用した教育**令和7年度の取組状況**

- ・農業学科等を設置する高等学校において、生徒が園芸や林業に関する学習活動に取り組みました。四日市農芸高等学校や伊賀白鳳高等学校等では花を育て、校内の販売所や地域のイベントで販売する活動を行いました。また、久居農林高等学校では、県林業アカデミーと連携して、チェーンソーの安全な使用方法や適切な森林管理について学習しました。

取組3 県立特別支援学校における花とみどりを活用した教育**令和7年度の取組状況**

- ・「特別の教科 道徳」では、自然を愛する心を育成し、「生活科」などでは、グリーンカーテンになるように、朝顔の種を植えました。毎日の水やりを係活動とすることをとおして、クラスの一員として役割を果たすことができました。また、「作業学習」では、歩道に面した花壇の緑化活動を行うことができました。
- ・県立高等学校の生徒と協力して、7月と12月に花を植えたプランターを地域の施設等に届ける取組を実施しました。7月には33名が参加、12月には49名が参加し、30個以上のプランターを設置することができました。



グリーンカーテンの取組



プランター設置の取組

取組4 花とみどりを活用した教育活動への支援

令和7年度の取組状況

- ・ 令和7年7月25日に「フラワー・ブラボー・コンクール」に参加する県内小中学校の教員を対象に、「三重県学校緑化と花壇指導者講習会」を開催しました。講習会には9名が参加し、花苗の栽培方法や花壇の作成方法・管理方法について学びました。



講習会の様子

(2) 花とみどりを通じた地域活動の取組

令和7年度の取組状況

取組1 地域学校協働活動

- ・ 小中学校における地域学校協働活動について推進協議会を開催しました。推進協議会では「地域ボランティアの協力を得て取り組む、花壇や学校周辺環境の整備」を含む地域学校協働活動の好事例を紹介しました。

取組2 県立高等学校での地域における活動

令和7年度の取組状況

- ・ 5月16日に四日市中央工業高等学校の1年生全員が、学校周辺のごみ収集と分別作業を行いました。同様に多くの学校で「学校環境デー」を設定し、地域の清掃活動を行いました。



地域における美化・清掃活動



【基本的施策6】 花とみどりの名所づくりの推進

1 現状・課題

○都市公園や自然公園に加えて、古くからの面影を残す伊勢街道や熊野古道等、花とみどりの名所となり得る場所について、その情報発信を行うとともに、花とみどりの保全・活用のための環境整備を行っていくことが必要です。

2 取組の方向性

○都市公園や自然公園等の花とみどりの名所となり得る場所の特色を生かした環境整備を推進します。

○花とみどりの名所について、ホームページやSNS等により情報発信を行います。

3 具体的な取組内容

基本的施策6の具体的な取組内容及び、取組ごとの主体と支援内容※は次のとおりです。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策6			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	花とみどりの名所づくり	取組1 県営都市公園における花の名所づくりの推進	●		●	●		
		取組2 森林公園、自然公園施設等の活用	●		●	●		
		取組3 県立高等学校における名所の環境整備	●					
(2)	花とみどりの名所等の情報発信	取組1 花とみどりの名所のPR	●					
		取組2 観光名所の情報発信	●		●	●		

(1) 花とみどりの名所づくり

取組1 県営都市公園における花の名所づくりの推進

令和7年度の実施状況

- ・令和5年度に北勢中央公園で、令和6年度にダイセーフオレストパーク（鈴鹿青少年の森）及び熊野灘臨海公園で植樹した桜の維持管理を、指定管理者と連携して適切に行いました。



桜の植樹

取組2 森林公園、自然公園施設等の活用

令和7年度の実施状況

- ・大杉谷登山歩道や自然公園において自然体験ツアー等の自然とふれあうイベントを30回開催しました。また、SNS等を活用し自然景観や歴史・文化等の魅力発信（100回）に取り組みました。



植樹体験



森林ウォーキング

取組3 県立高等学校における名所の環境整備

令和7年度の実施状況

- ・伊賀白鳳高等学校では、生徒が、伊賀市でノハナショウブの保全活動をしている方と共に、地域の小学校を訪問し、動画と模型を交えてノハナショウブの紹介を行い、保全活動の意義と役割について説明しました。



伊賀白鳳高等学校の生徒による「ノハナショウブ」の説明

(2) 花とみどりの名所等の情報発信

取組1 花とみどりの名所のPR

令和7年度の取組状況

- ・県土整備部が管理するSNSのアカウント（X、Instagram）において、年間7件の投稿を行い、取組について情報を発信しました。



SNSによる情報発信

取組2 観光名所の情報発信

令和7年度の取組状況

- ・三重県観光連盟では、年に3回季刊紙「観光三重」を発行するとともに、観光三重のホームページで三重の観光スポットなどを紹介する中で、花とみどりの名所に関連する観光スポットなどについても紹介しました。



季刊誌「観光三重」春号 「お花見さんぽ」

【基本的施策7】 人材育成等

1 現状・課題

○県では、平成29（2017）年3月に「三重県花き花木振興計画」を策定し、生産体制の強化、生産者の育成及び消費の拡大の取組を進めています。また、農業大学校や農業学科等を設置する高等学校において、花き生産者の育成に向けた教育を行っています。今後も、最新の技術、知識等の習得支援や、花きの生産・流通・販売等の課題の把握、改善に努める必要があります。

2 取組の方向性

- 花き生産者や街路樹の剪定等に専門的な知識を有する者等、花とみどりの活用の推進に寄与する人材を育成できる環境整備を推進します。
- 花き生産者、花き市場関係者、造園建設業者等、花とみどりの活用の推進に寄与する者に対して、技術支援や経営指導等の支援を行います。

3 具体的な取組内容

基本的施策7の具体的な取組内容及び、取組ごとの主体と支援内容※は次のとおりです。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策7			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	人材の育成・確保	取組1 花き生産者の育成・支援	●		●		●	
		取組2 県立高等学校における造園・園芸に関する国家資格の取得	●					
		取組3 「街路樹剪定士」資格の活用検討	●					
(2)	産業への支援	取組1 花き栽培や物流に関する実証試験の実施	●		●		●	
		取組2 県産花きの生産技術の向上	●		●		●	●
		取組3 花き生産者への支援	●		●		●	

(1) 人材の育成・確保

取組1 花き生産者の育成・支援

令和7年度の取組状況

- ・農業大学校の花き専攻コースの学生（2年課程2年生3名、1年生2名）に対し、花き経営に必要な技術や知識を習得できるよう、実践的な教育を行いました。
- ・花き分野での新規就農希望者に対し、関係市町等と連携し、就農相談等の対応を行いました（R6年度認定新規就農1名）。



農業大学校花きコース実習の様子



花き新規就農者への対応の様子

取組2 県立高等学校における造園・園芸に関する国家資格の取得

令和7年度の取組状況

- ・農業学科を設置する高等学校の生徒が花とみどりに係る国家資格に挑戦し、造園技能士2級に計16名、フラワー装飾技能士3級に計6名合格しました。

取組3 「街路樹剪定士」資格の活用検討

令和7年度の取組状況

- ・「街路樹剪定士」の資格の活用に向けて、他県等の情報収集を進めました。



「街路樹剪定士」の情報提供

(2) 産業への支援

取組1 花き栽培や物流に関する実証試験の実施

令和7年度の取組状況

- ・国庫補助事業を活用し、生産・流通に関する課題解決に向けた実証試験に取り組みました。
 - ▷共通規格台車を活用した輸送効率化実証（植木生産者2名参加）
 - ▷鉢花、切り花での難防除病害虫の防除効果実証（5試験）
 - ▷遮熱・遮光資材を活用した切り花の夏期高温対策効果の検証（1試験）
 - ▷花木の挿し木増殖効果の実証（1試験）



共通規格台車を活用した
花き物流の効率化実証



バラの高温対策
技術実証

取組2 県産花きの生産技術の向上

令和7年度の取組状況

- ・各生産者団体が実施する品評会での審査に協力しました。
 - ▷桑名市温室園芸組合品評会（5月15日）
 - ▷鈴鹿花き温室組合品評会（12月8日）
 - ▷J A伊勢花き品評会（12月13日）



鈴鹿花き温室組合品評会



J A伊勢花き品評会

取組3 花き生産者への支援

令和7年度の取組状況

- ・産地の認知度向上に向け、9月17日に四日市市で買参人を対象とした花き展示商談会を開催しました（来場者48名、県内生産者26名）。また、持続可能な花きの輸送体制の確立に向け、共通規格台車を生産者が共同利用することで輸送コストの削減につなげる実証など（団体1組）に取り組みました。



花き展示商談会（ガーデニングショー）

【基本的施策8】 情報収集等

1 現状・課題

○中央農業改良普及センターや農業研究所においては、花きの生産性や品質の向上に資する技術や情報の提供、研究に努めています。社会的ニーズや課題の把握に努め、新たな品種、商品等の開発を進める必要があります。

2 取組の方向性

○花とみどりの活用の推進を専門的知見に基づき効果的に実施するために必要な情報の収集及び提供、調査研究を推進します。

3 具体的な取組内容

基本的施策8の具体的な取組内容及び、取組ごとの主体と支援内容※は次のとおりです。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策8			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	専門的な情報の提供や調査研究の推進	取組1 花を活用した活動への支援	●	●	●		●	●
		取組2 花き生産者への支援	●		●		●	
		取組3 三重県ホームページ「花とみどりの情報」の充実	●					
		取組4 調査研究の実施	●		●		●	

(1) 専門的な情報の提供や調査研究の推進

取組1 花を活用した活動への支援**令和7年度の取組状況**

- ・市町や生産者団体が実施するイベント（植木まつり2回、品評会9回、花フェスタ1回）において、運営支援や審査を行いました。

特に、10月の三重県植木まつりでは、
緑育体験の一環として盆栽体験の開催
を支援しました。（参加者44名）



緑育体験（盆栽づくり）

取組2 花き生産者への支援**令和7年度の取組状況**

- ・花き栽培の技術相談について、17件（虫害5件、病害8件、土壌および生理障害4件）の問い合わせに対応しました。また、農業大学校の講義（園芸概論）において研究成果の紹介や技術指導を行いました（5月19日）。
- ・花き花木の生産面における課題解決を図るため、国庫補助事業を活用した実証試験に取り組みました。
 - ▷高温対策のためのサツキの挿し木増殖効果に関する実証
 - ▷鉢花栽培における低コスト有機質培土の適用性検証（1試験）
 - ▷サツキでの脱プラスチック緩効性肥料に関する実証（1試験）
 - ▷地被植物における軽量用土の保水性向上効果実証（1試験）

サツキ挿し木における
実証実験鉢花栽培における低コスト
有機培養土

取組3 三重県ホームページ「花とみどりの情報」の充実

令和7年度取組状況

- ・「花とみどりの日」記念イベントの開催や「みえ花と絆のプロジェクト」花植え活動等の取組事例や成果をホームページで情報発信（15回）しました。



花とみどりに親しんでいただけるよう、令和8年4月10日（金）から13日（月）の4日間、鈴鹿フラワーパークで「三重県花とみどりの日」記念イベントを開催します。
花とみどりを体感していただけるコンテンツを用意していますので、ぜひご参加ください。

※イベントチラシはこちら

取組紹介 県内小学校で花育体験教室を開催しました。



花育を進めるため、花の国づくり三重県協議会と連携し、令和8年1月26日（月）に、津市立柳形小学校の児童を対象に、県産のパンジーやビオラ、アリッサムなどを活用した寄せ植え体験教室を開催しました。
体験を通じて多くの児童が県産の花に触れ、作品を学校に展示することで校内に彩りを加えることができました。

取組紹介 みえ花とみどりのふれあいフェスタ2025で花とみどりの活用に向けたPRを実施しました。



花とみどりに親しんでいただけるよう、令和7年12月6日（土）、7日（日）の2日間、メッセージングNHWで開催した「みえ花とみどりのふれあいフェスタ2025」（主催：花の国づくり三重県協議会、三重県 共催：津市）（来場者：約5,400名）内で花とみどりの活用に向けたPRを実施しました。

県ホームページによる情報発信

取組4 調査研究の実施

令和7年度取組状況

- ・温暖化に対応したサツキの挿し木時期を検討したところ、挿し木後2か月間のトンネル内が高温になると根の伸長が抑制され、8～9月の挿しでは、比較的可得苗率が高いことが判明しました。
- ・ホームユース需要に対応するため、軽量かつ簡易に処分できる有機質培土を用いたシクラメンの肥培管理方法を確立して実用化を進めました。
- ・新規に開発された防除資材（殺虫剤2試験、殺菌剤2試験、除草剤2試験）について、県内の花き栽培において実用性があることが認められました。



シクラメンの肥培管理方法の実験

【基本的施策9】 県民及び事業者の理解の増進等

1 現状・課題

○県は、「花とみどりの日」や花きの消費拡大等のイベントを開催し、県民の花とみどりの活用に関する意識の向上に努めています。今後も、イベント等の開催を継続するとともに、花とみどりの効用や活用の意義をわかりやすく、より多くの人に伝えることが必要です。

2 取組の方向性

○花とみどりの効用や活用の意義を広めるためのイベントの開催や、活用事例等に関する情報を広く発信し、花とみどりの効用に対する理解を深め、その活用に対する気運の醸成を図ります。

○県民及び事業者等に対し、本条例の周知を行うとともに、花とみどりの活用に関する計画や制度を通じて理解の増進を図ります。

3 具体的な取組内容

基本的施策9の具体的な取組内容及び、取組ごとの主体と支援内容※は次のとおりです。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策9			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	イベントの開催や 情報発信	取組1 「花とみどりの日」「街路樹の日」におけるイベントの開催	●					
		取組2 消費拡大イベントの開催	●		●		●	
		取組3 森林公園でのイベント等の開催	●		●	●		
		取組4 生産者団体が開催する消費拡大イベントの開催支援	●		●		●	
		取組5 「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集」の実施	●		●	●		
		取組6 SNSを活用した花植え活動等の情報発信	●					
		取組7 緑化苗木寄贈に係る情報提供	●		●	●		
		取組8 健康増進につながる情報提供	●					
(2)	条例の周知と活用 するための仕組みづくり	取組1 気運醸成に向けた条例の周知	●					
		取組2 「緑の募金」の普及啓発活動	●		●	●		
		取組3 「三重県広域緑地計画」による緑地保全の取組	●	●				
		取組4 「三重県景観計画」に基づく緑化の推奨	●	●				
		取組5 「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用したみどりを 守る取組	●	●				
		取組6 農業・農村の有する多面的 機能の維持・発揮に向けた 景観形成活動	●	●	●	●		●

(1) イベントの開催や情報発信

取組1 「花とみどりの日」「街路樹の日」におけるイベントの開催**令和7年度の取組状況**

- ・「第49回鈴鹿市植木まつり」（来場者約12,000人）の各種イベントと合わせ、4月11日から14日の4日間、鈴鹿市フラワーパークにおいて、「花とみどりの日記念イベント」を開催しました。
- ・「みえ花と絆のプロジェクト」等と連携して「三重県街路樹の日」をPRしました。



花とみどりの日記念イベント

取組2 消費拡大イベントの開催**令和7年度の取組状況**

- ・県内の商業施設等において、県産の花とみどりのPR展示や園芸体験教室を開催するとともに、花とみどりの魅力を発信するPRツールを活用した情報発信に取り組みました。
 - ▷みえ花とみどりのふれあいフェスタでの体験教室（10回×2日間）
 - ▷全国豊かな海づくり大会PRにかかる飾花展示
（志摩市役所及び志摩観光ホテルで各1回）
 - ▷産業教育フェアでの農業高校生による園芸体験教室（1回×2日間）
 - ▷三重県植木まつりでの寄せ植え体験教室、フラワーアレンジメント教室
（各1回）



みえ花とみどりのふれあいフェスタでの体験イベント



全国豊かな海づくり大会PRにかかる飾花展示

取組3 森林公園でのイベント等の開催

令和7年度の取組状況

- ・みどりの効用を体感できる自然体験型のイベントを三重ぴよクエの森（三重県民の森）で103回、伊賀上野ぴよクエの森（三重県上野森林公園）で103回開催しました。また、SNS等を活用した情報発信を行い、利用者の増加につなげました。



森林公園における森林教育

取組4 生産者団体が開催する消費拡大イベントの開催支援

令和7年度の取組状況

- ・花き生産者団体が主催する下記イベントの運営を支援しました。
 - ▷第49回鈴鹿市植木まつり（4月11～14日開催 来場者約10,500人）
 - ▷第54回三重県植木まつり（10月25、26日開催 来場者約3,000人）
 - ▷みえ花とみどりのふれあいフェスタ2025（12月6、7日開催 来場者約5,400人）

取組5 「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集」の実施

令和7年度の取組状況

- ・森林づくりや緑とのふれあい等を表現するポスター原画の制作を通じ、次代を担う子どもたちに森林や樹木の大切さを知ってもらうことを目的として、小学生から高校生を対象にポスターコンクールを実施しました（応募数：小中学校・高校 50校、257名）。



小学生の部特選作品



中学生の部特選作品



入賞作品展示

取組6 SNSを活用した花植え活動等の情報発信

令和7年度の取組状況

- ・県土整備部が管理するSNSのアカウント（X、Instagram）において、年間10件の投稿を行い、取組について、情報を発信しました。



SNSを活用した情報発信

取組7 緑化苗木寄贈に係る情報提供

令和7年度の取組状況

- ・民間事業者や公益財団法人が、さくらや広葉樹の苗木の寄贈についての募集案内を行う際に、県・市町及び関係団体等もその周知を図るなど、情報提供に協力しました。(情報提供の回数 延べ4回)



「ふれあいグリーンキャンペーン」の様子

取組8 健康増進につながる情報提供

令和7年度の取組状況

- ・令和7年11月に開催した「みえの食フォーラム」の参加者に、花とみどりに関する啓発物品を約200部配布し、さまざまな社会活動への参加について周知・啓発を行いました。

(2) 条例の周知と活用するための仕組みづくり

取組1 気運醸成に向けた条例の周知

令和7年度の取組状況

- ・条例の周知を図るために作成したポスター・のぼり旗等について、県庁舎や都市公園等に掲示・設置するとともに、「みえ花と絆のプロジェクト」等の花とみどりを活用した取組と連携し、条例の周知及び気運醸成を図りました。



みえ花と絆のプロジェクトでの活用

取組2 「緑の募金」の普及啓発活動

令和7年度の取組状況

- ・「緑の募金」強調月間（4月15日から5月14日）に合わせて、県内9箇所において街頭キャンペーンを実施し、県民への普及啓発に取り組みました。



街頭募金の様子

取組3 「三重県広域緑地計画」による緑地保全の取組

令和7年度の取組状況

- ・国の策定する「緑の基本方針」に基づき、「三重県広域緑地計画」を「三重県緑の広域計画」に名称を変更し、改定案の作成を進めました。また、市町に対しては、市町都市計画担当課長会議において、法改正の説明や「緑の基本計画」の策定を促しました。

2(2)「緑の基本計画」にかかる改正内容について

基本計画で定める事項（都市緑地法改正前後の比較）

改正前	改正後
1 緑地の保全及び緑化の目標（法第4条第2項第1号）	1 緑地の保全及び緑化の目標（法第4条第2項第1号）※新設事項
2 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項（法第4条第2項第2号）	2 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項（法第4条第2項第2号）
3 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項（法第4条第2項第3号）	3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項（法第4条第2項第3号）
4 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項（法第4条第2項第4号）	4 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項（法第4条第2項第4号）
5 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項（法第4条第2項第5号）	5 緑地保全地域内の保全に関する事項※新設・追加事項
6 保全配慮地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項（法第4条第2項第6号）	6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項（法第4条第2項第6号）
7 緑化地域における緑化の推進に関する事項（法第4条第2項第7号）	7 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項（法第4条第2項第7号）
8 緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項（法第4条第2項第8号）	8 保全配慮地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項（法第4条第2項第8号）
	9 緑化地域における緑化の推進に関する事項（法第4条第2項第9号）
	10 緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項（法第4条第2項第10号）

市町都市計画担当課長会議の資料(抜粋)

取組4 「三重県景観計画」に基づく緑化の推奨

令和7年度の取組状況

- ・建築物の新築や開発行為等、届出・通知が必要となる行為を行おうとする者に対し、「三重県景観計画」の景観形成基準に基づき、行為地内での緑化を求めました。

取組5 「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用したみどりを守る取組

令和7年度の取組状況

- ・市町が、みえ森と緑の県民税市町交付金事業を活用し、古木や桜並木の保全など、身近な緑を守るための取組を15件支援しました。



地域の古木の保全

取組6 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた景観形成活動

令和7年度の取組状況

- ・農地等の地域資源の適切な保安全管理や農村環境の保全を図る活動を推進するため、475組織が実施する、ため池等の草刈りや水路沿いへの植栽活動等の共同活動を支援しました。



ため池等の草刈り



水路沿いへの植栽活動



【基本的施策10】 顕彰

1 現状・課題

○緑化活動や美化活動に功績のあった個人、団体に対して、国や県の表彰制度に基づき、その活動を称え、感謝状の贈呈等を行っています。今後も、花とみどりの活用の推進のきっかけづくりとなるよう表彰結果を広く周知するとともに、表彰制度等の充実の検討が必要です。

2 取組の方向性

○花とみどりの活用に積極的に取り組む県民及び事業者等の活動をたたえる制度の充実を図り、さまざまな活動の成果を発表するコンクール等の開催を検討します。

3 具体的な取組内容

基本的施策10の具体的な取組内容及び、取組ごとの主体と支援内容※は次のとおりです。

※具体的な取組のうち、県が県民・事業者へ支援しているものを、制度（情報発信や助言等を含めた支援する仕組みがある）・人材（人材派遣・イベント開催支援等を行っている）・財政（物品の提供等を行っている）に分類し、該当するものを「●」で表示しています。

【取組ごとの主体と支援内容】

基本的施策10			県	市町	県民・事業者	県民・事業者への支援内容		
						制度	人材	財政
(1)	表彰・コンクールの開催	取組1 「フラワー・ブラボー・コンクール」の開催	●		●		●	●
		取組2 花き品評会の開催	●		●		●	●
		取組3 地域で積極的に緑化活動の推進等に尽力した方への表彰	●					

(1) 表彰・コンクールの開催

取組1 「フラワー・ブラボー・コンクール」の開催

令和7年度の取組状況

- ・地方審査（8月20～22日）、中央審査（9月10～12日）を実施しました。また、11月27日に表彰式を開催し、受賞校（10校）の表彰を行い、ホームページ等で受賞校の取組を広く紹介しました。
- ・「フラワー・ブラボー・コンクール」を実施し、学校環境の美化及び児童生徒の情操教育につながる取組を行いました。また、併せて実施した学校花壇設計図コンクールで3校が入賞したほか、花と私の作文コンクールには5名が、私たちの学校花壇を描いた写生コンクールには8名が、それぞれ参加しました。



フラワー・ブラボー・コンクール審査風景

取組2 花き品評会の開催

令和7年度の取組状況

- ・「令和7年度三重県花き品評会」を開催し、品評会の受賞作品を消費イベント（みえ花フェスタ2025）において広く来場者に発信しました。
 - ▷令和7年度三重県花き品評会（12月5日 出品数153点）
 - ▷みえ花とみどりのふれあいフェスタ2025
(12月6、7日開催 来場者約5,400人)



三重県花き品評会

取組3 地域で積極的に緑化活動の推進等に尽力した方への表彰

令和7年度の取組状況

- ・8名1団体の方々を県民功労者として表彰しました。なお、「地域で積極的に緑化活動の推進や環境美化活動に永年尽力した方」の受章はありませんでした。

参考取組 「高校生造園デザインコンクール」の開催

令和7年度の取組状況

- ・2027年国際園芸博覧会に県が出展する屋外展示（オリジナル庭園）の基本デザインについて、造園・園芸を学ぶ県内の高等学校の生徒を対象とした「高校生造園デザインコンクール」を開催しました。また、入賞作品について表彰式を行うとともに県庁ロビーに展示しました。（12月19日 表彰式）



表彰式の様子



入賞作品の県庁ロビー展示

第3章 目標の進捗状況

第3章 目標の進捗状況

1 目標の設定

基本方針に基づき、条例でめざす姿が実現された状態を見据えつつ、取組の視点ごとに目標を設定します。

目標は、各基本的施策の具体的な取組から、重要と考える項目を抽出しています。



2 目標の進捗状況

花とみどりを「知る」 目標項目	R 6		R 7		R 8	R 9 目標値
	目標値	目標達成状況	目標値	目標達成状況	目標値	
	実績値		実績値		実績値	
県のホームページ「花とみどりの情報」を通じた情報発信の回数   	1回/月	167%	1回/月	125%	1回/月	1回/月
	1～5回/月 (20回/年)		1～4回/月 (15回/年)		—	
	  					
条例の内容を周知するための啓発物品等の作成  — —	2コンテンツ/年	250%	2コンテンツ/年	200%	2コンテンツ/年	2コンテンツ/年
	5コンテンツ/年		4コンテンツ/年		—	
	 — —					
花とみどりの効用の周知や花とみどりに触れる機会創出のためのイベント・講習会の実施回数   	5回/年	160%	5回/年	160%	5回/年	5回/年
	8回/年		8回/年		—	
	  					
農業大学校における花き専攻コース受講生の花き生産・流通・販売業への就職率 現状値(R 4) : 40%  — —	50%	80%	50%	60%	50%	50%
	40%		30%		—	
	 — —					
花とみどりの産地の認知度向上につながる取組を行った生産者数 現状値(R 4) : 30 戸  — —	36 戸	97%	38 戸	100%	40 戸	40 戸
	35 戸		38 戸		—	
	 — —					
花き生産者への生育診断・技術支援実施回数  — —	12回/年	200%	12回/年	150%	12回/年	12回/年
	24回/年		18回/年		—	
	 — —					
花とみどりに関する専門的知見蓄積のための調査研究課題数  — —	3課題/年	100%	3課題/年	100%	3課題/年	3課題/年
	3課題/年		3課題/年		—	
	 — —					

※複数の視点に関連する目標は、主たる視点に掲載し、再掲を省略しています。

花とみどりを「魅せる」 目標項目	R 6		R 7		R 8	R 9 目標値
	目標値	目標達成状況	目標値	目標達成状況	目標値	
	実績値		実績値		実績値	
花とみどりを活用した取組 を行う県本庁舎・地域庁舎 数	全庁舎で実施 ／年	100%	全庁舎で実施 ／年	100%	全庁舎で実施 ／年	全庁舎で実施 ／年
—  	全庁舎で実施 ／年		全庁舎で実施 ／年		—	
管理目標樹形を設定する街 路樹の割合 ※令和 12（2030）年までに 管理目標樹形を 100%設定 することを目標とし、令和 9（2027）年は中間値の 65%を設定。 現状値：—	健全度診断 の準備	100%	健全度診断 の実施	100%	30%	65%
—  	健全度診断 の準備		健全度診断 の実施		—	
指定管理者制度を導入して いる県営都市公園での花と みどりに触れることのでき るイベント実施回数	1 回／年	200%	1 回／年	200%	1 回／年	1 回／年
  	各公園 2 回 ／年		各公園 2 回 ／年		—	
指定管理者制度を導入して いる県営森林公園での花と みどりに触れることのでき るイベント実施回数	24 回／年	521%	24 回／年	429%	24 回／年	24 回／年
  	125 回／年 ※ 2 施設の 平均		103 回／年 ※ 2 施設の 平均		—	
花とみどりの名所に関する 情報発信のための季刊紙 「観光三重」の活用回数	4 回／年	100%	4 回／年	75% ※ 3 回す べてに活 用してい るため、 活用率は 100%	4 回／年	4 回／年
  —	4 回／年		3 回／年		—	

※複数の視点に関連する目標は、主たる視点に掲載し、再掲を省略しています。

花とみどりで「つなぐ」 目標項目	R 6		R 7		R 8	R 9 目標値
	目標値	目標達成状況	目標値	目標達成状況	目標値	
	実績値		実績値		実績値	
地域づくりにつなげるための道路、河川等のインフラを舞台とした緑化活動への参加人数	4,600 人/年	114%	4,700 人/年	77%	4,800 人/年	4,900 人/年
現状値：4,300 人/年 (H31～R3の平均値)	5,224 人/年		3,599 人/年		—	
—  						
地域づくりにつなげるための「花と絆のプロジェクト」による花植え活動の実施箇所数	10 箇所/年	150%	10 箇所/年	150%	10 箇所/年	10 箇所/年
	15 箇所/年		15 箇所/年		—	
—  						

※複数の視点に関連する目標は、主たる視点に掲載し、再掲を省略しています。

3 令和7年度評価

令和7年度は、基本方針「花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり」の2年目であり、引き続き、各基本的施策に位置付けられた具体的な取組を進めました。

(1) 花とみどりを「知る」目標項目

- ・県のホームページでの情報発信や条例周知のための啓発グッズの作成、花とみどりのイベント・講習会開催、花き分野での就農支援、認知度向上につながる取組を行った生産者に対する支援、花き生産者への技術相談、花き振興につながる調査研究に継続して取り組みました。
- ・目標項目については、7つのうち6つを達成することができました。目標を達成できなかった1項目は、花き分野での求人が少なかったこと等の影響によるものです。
- ・引き続き、花とみどりに関する情報発信やイベントをとおして、「知る」機会を創出するとともに、花とみどりを活用する人材の育成にも取り組んでいきます。

(2) 花とみどりを「魅せる」目標項目

- ・県庁舎等での取組や街路樹マネジメント方針に基づく取組、県営の都市公園や森林公園でのイベント、花とみどりの名所に関する情報発信に継続して取り組みました。
- ・目標項目については、5つのうち4つを達成することができました。目標を達成できなかった1項目は、物価高騰により、制作・製本費が上昇し、紙媒体での発行体制を見直したこと等の影響によるものですが、情報発信としての活用はされています。
- ・引き続き、花とみどりを公共空間等に取り入れ、県民に「魅せる」施策を推進します。

(3) 花とみどりを「つなぐ」目標項目

- ・道路、河川等での緑化活動や「花と絆のプロジェクト」による花植え活動を継続して取り組みました。
- ・目標項目については、2つのうち1つを達成することができました。目標を達成できなかった1項目は、物価高騰により、種苗価格等が上昇したこと、参加者の高齢化の影響によるものです。
- ・引き続き、さまざまな支援をとおして、県、国、市町、県民及び事業者等が相互に連携し、多様な主体を「つなぐ」施策を推進します。

4 計画の推進体制

(1) 花とみどりの三重づくり推進会議

花とみどりの活用を推進するために必要な事項を調査・審議するため、条例第20条に基づき、関係行政機関の職員、学識経験のある者、花とみどりの活用の推進に関する事業者等で構成される「花とみどりの三重づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しています。

また、推進会議で基本計画の進捗状況や課題について審議します。

(2) 庁内会議等

庁内会議等で、基本計画の進捗状況の把握や全庁的に取り組むべき課題について協議を行い、花とみどりの活用の総合的な推進を図っていきます。

5 各主体の役割

花とみどりの活用の推進を図るためには、県が牽引役となり、市町、県民及び事業者が、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に取組を進めるとともに、連携・協働のもと、花とみどりに関するさまざまな活動に取り組むことが必要です。

本計画の推進に向け、それぞれの主体に期待する役割を以下に示します。

(1) 県の役割

県は、県有施設や県が管理する道路等の公共用財産の緑化・美化を積極的に進めるほか、花とみどりに関する情報の発信、緑化・美化活動への支援等を行い、県民及び事業者等と協働で花とみどりの活用に取り組めます。

また、市町が実施する花とみどりの活用を推進する取組と連携し、その活動を支援します。

さらに、花とみどりの活用の推進に関する施策を調査・審議するための推進会議を設置・運営し、花とみどりの活用を総合的かつ計画的に推進します。

なお、取組の実施にあたっては、環境や生態系に配慮した緑化や、県内の事業者が生産する花とみどりの調達に努めるとともに、市町、県民及び事業者に対しては、県内の事業者が生産する花とみどりの活用が進むよう、県内の花とみどりの購入に係る情報の提供を行います。

（２）市町の役割

市町は、住民に身近な基礎自治体として、まちづくり等において、花とみどりの活用の推進に大きな役割が期待されています。

そのため、地域の特性に応じ、市町が管理する施設や道路等の緑化・美化を進めるなど、県と市町が協働して、花とみどりの活用の積極的な推進が望まれます。

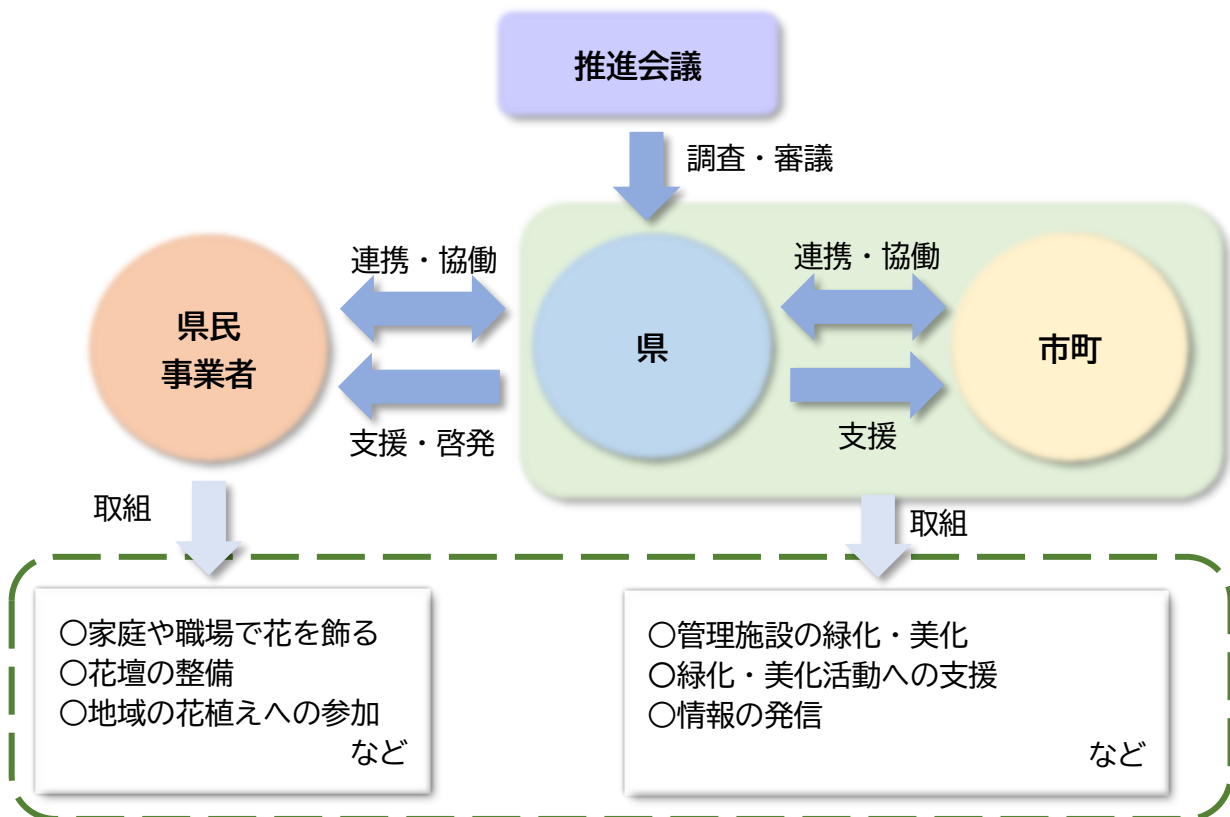
（３）県民及び事業者の役割

県民及び事業者は、花とみどりの活用の意義について理解を深めるとともに、家庭や職場で花を飾ることや管理する敷地内への花壇の整備をはじめ、日常生活や事業活動を通じた積極的な花とみどりの活用が期待されています。

また、花とみどりに関する県の施策への協力や、地域で行われる花植えまたは除草等の作業への積極的な参加が望まれます。

一方で、花き生産者や造園建設業者等の花とみどりの活用の推進に寄与する事業者は、花とみどりのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、県や市町と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に取り組むことが求められています。

【各主体の連携・協働イメージ】



6 計画の進捗管理

本計画により、花とみどりを活用した県の取組内容や、その取組ごとの主体と支援内容について整理ができたため、PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルに基づき、適切に進捗管理を行い、各施策の取組を推進します。

毎年度の進捗状況を、推進会議で調査・審議し、その結果をふまえて、よりよい取組になるよう内容を改善していくとともに、必要に応じて新たな取組を検討します。

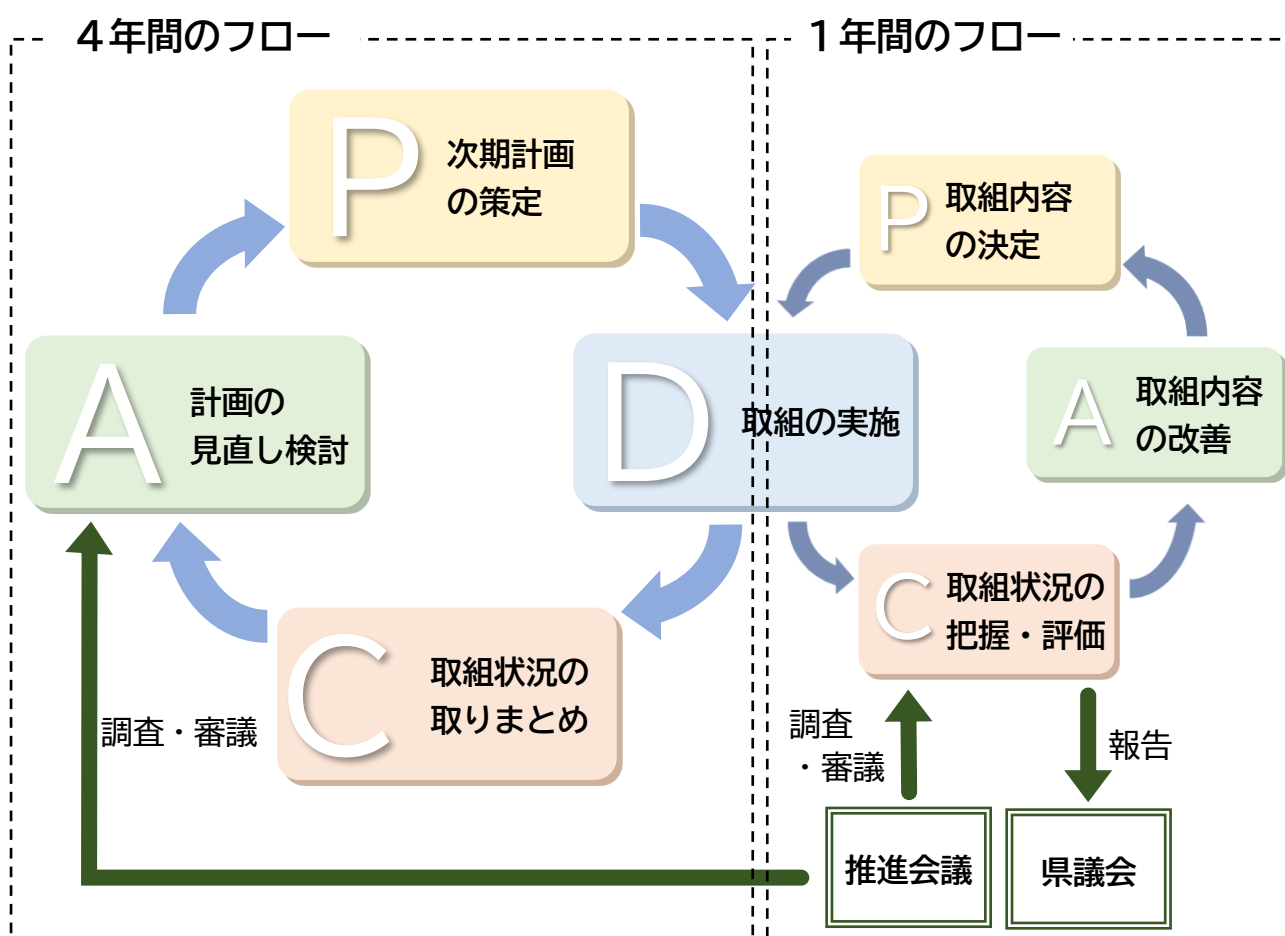
なお、取組の効果検証の参考とするため、アンケート調査等により、県民の花とみどりに対する意識の変化等の把握に努めます。

取組の進捗状況については、毎年度、年次報告として取りまとめ、条例第19条第8項の規定に基づき、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

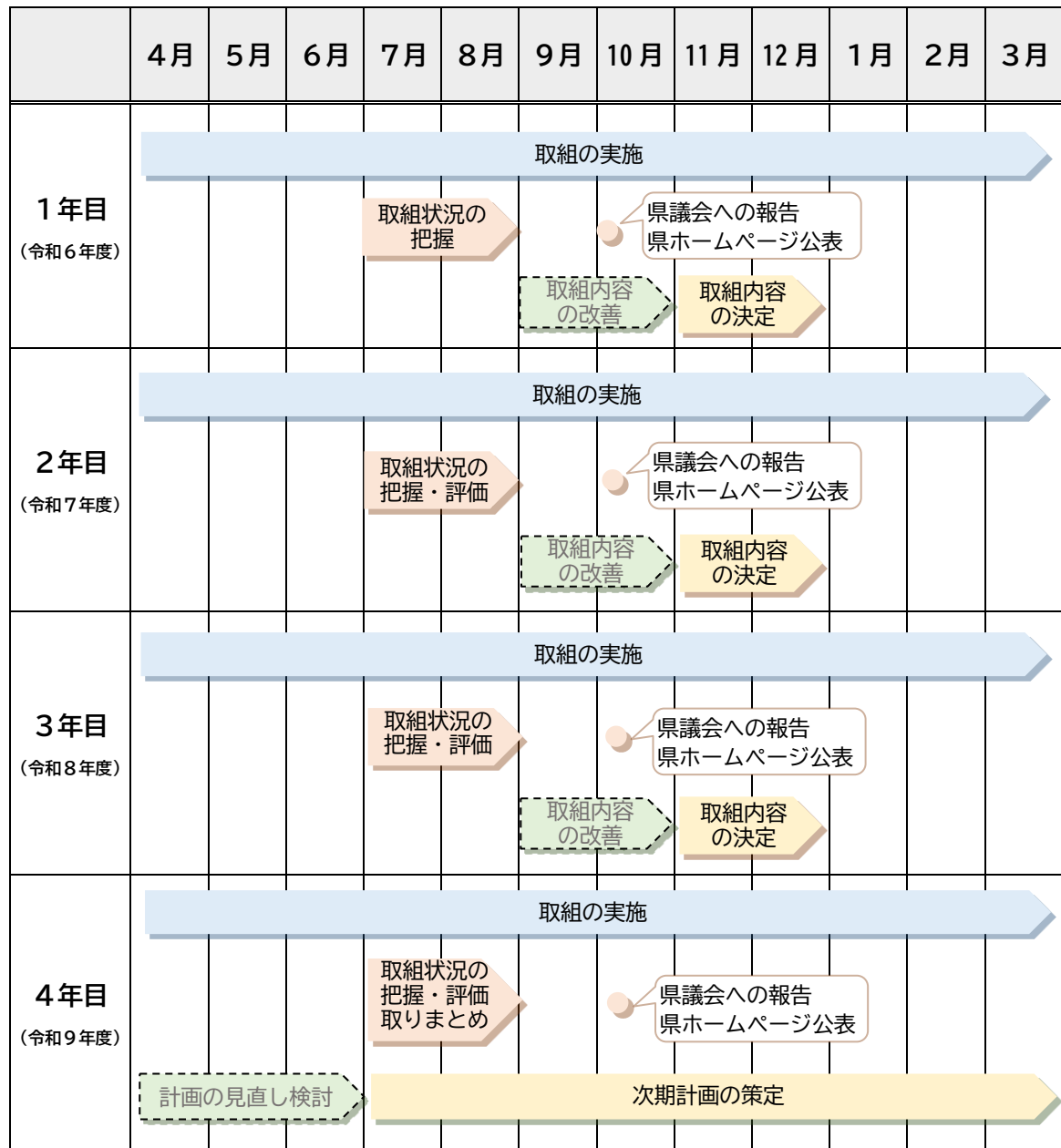
本計画の推進のため、基本方針である「花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり」に向けて、市町、県民及び事業者の花とみどりの活用の推進に関する理解増進や気運醸成を図りつつ、各主体の連携・協働による取組につなげていくことが重要です。

まずは、計画期間の4年間で、普及啓発に注力して取組を行いながら、市町、県民及び事業者と連携・協働を進める中で、花とみどりに関連した特色あるそれぞれの取組状況を把握し、次期計画に必要な取組を位置付けられるよう検討します。

【進捗管理のフロー】



【進捗管理スケジュール】



計画 (P)
 実施 (D)
 評価 (C)
 改善 (A)

参考資料

花とみどりの三重づくり条例

(令和五年三重県条例第二十六号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本理念（第三条—第五条）

第三章 県の責務等（第六条—第八条）

第四章 基本的施策（第九条—第十八条）

第五章 基本計画（第十九条）

第六章 花とみどりの三重づくり推進会議（第二十条・第二十一条）

第七章 施策の推進（第二十二条—第二十四条）

附則

花壇の花、街路樹をはじめとする花とみどりには、人を癒やす効用、良好な景観の形成に資する効用等がある。そのため、古来より街道に松、桜等の並木が整備されたり、生花が親しまれたりするなど、それぞれの地域に根ざす花とみどりを活用したまちづくりが行われるとともに、文化も伝承され、また、創出されてきた。

現代においても、花とみどりは多岐にわたり活用されており、例えば、社会福祉施設等での花とみどりの活用、訪れた人がその地域に親しみを覚える端緒となるような花とみどりの活用といったように様々な場面において花とみどりを活用することが注目されている。

また、花とみどりの活用が多様な主体の連携協力の下で行われることは、地域社会の絆の形成、維持及び強化に資することも期待される。

しかし、現在の三重県においては、花とみどりが十分に活用されているとは言い難い。管理の効率化、道路空間の安全確保や地域の声への対応として強度に剪定され、又は伐採される街路樹が散見されるとともに、生活環境の変化等により、花を飾る習慣も失われつつある。

このような中、花とみどりの活用の意義を改めて認識し、多様な主体の連携協力の下、県有施設等における花とみどりの活用、街路樹等の機能の発揮、花とみどりの文化の振興等に積極的に取り組むことで、県民生活における花とみどりの活用を推進することが求められる。

ここに、我々は、県を挙げて花とみどりの活用の推進を図ることで、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重を実現することを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、花とみどりの活用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定めることにより、多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 花とみどり 観賞の用に供される植物及び街路樹等をいう。
- 二 街路樹等 街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物をいう。

第二章 基本理念

(多様な主体の連携協力)

第三条 花とみどりの活用の推進に当たっては、県、国、市町、県民及び事業者等の多様な主体が相互に連携し、及び協力して効果的に行われるよう努めなければならない。

(県民及び事業者の意識の高揚等)

第四条 花とみどりの活用の推進に当たっては、県民及び事業者の意識の高揚を図りつつ、自発的な活動が促進されるよう努めなければならない。

(花とみどりの効用等の有効活用)

第五条 花とみどりの活用の推進に当たっては、花とみどりの人を癒やす効用、良好な景観の形成の機能等を生かして行われるよう努めなければならない。

第三章 県の責務等

(県の責務)

第六条 県は、前章の基本理念（以下この章において単に「基本理念」という。）にのっとり、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国、県民及び事業者との協働に努めるものとする。
- 3 県は、第一項の施策の策定及び実施に当たっては、可能な限り、県内の事業者が生産する花とみどりを活用するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第七条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、花とみどりの活用の意義について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて花とみどりの活用に積極的に努めるとともに、県が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第八条 県は、市町が花とみどりの活用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 基本的施策

(県有施設等における花とみどりの活用)

第九条 県は、その設置し、及び管理する道路、庁舎その他の施設（以下この条において「施設」という。）において、その施設の特性に応じ、花とみどりを活用するものとする。

2 県は、県以外の者が設置し、又は管理する施設において、その施設の特性に応じ、花とみどりが活用されるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

(街路樹等の機能の発揮)

第十条 県は、その管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県以外の者が管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

(社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進)

第十一条 県は、社会福祉施設その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設における花とみどりの活用を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの文化の振興)

第十二条 県は、生花その他の花とみどりの文化の振興を図るため、日常生活における花とみどりの活用の促進、花とみどりに関する伝統の継承、花とみどりの新たな文化の創出等に対する支援、花とみどりに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの教育等の推進)

第十三条 県は、子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育が地域の住民等と連携協力するなどして効果的に実施されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの名所づくりの推進)

第十四条 県は、名所に関する情報の提供、新たに名所となる花とみどりを活用した場の整備その他の花とみどりの名所づくり（次項において「花とみどりの名所づくり」という。）に努めるものとする。

2 県は、花とみどりの名所づくりを行い、又は行おうとする県民、事業者及びこれらの者で構成される民間の団体に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(人材育成等)

第十五条 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保に努めるものとする。

2 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する産業の支援に努めるものとする。

(情報収集等)

第十六条 県は、花とみどりの活用の推進を専門的知見に基づき効果的に実施するために必要な情報の収集及び提供、調査研究の推進等を行うよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解の増進等)

第十七条 県は、花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運が醸成されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十八条 県は、花とみどりの活用の推進に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第五章 基本計画

第十九条 知事は、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、花とみどりの活用の推進についての基本的な計画（以下この条及び次条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 花とみどりの活用の推進に関する基本的な方針
- 二 花とみどりの活用の推進に関する主要な目標
- 三 前章に規定する基本的施策その他の施策のうち、花とみどりの活用の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべきもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、花とみどりの活用の推進に関し必要な事項

- 3 前項第二号の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ花とみどりの三重づくり推進会議及び市町長の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 8 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第六章 花とみどりの三重づくり推進会議

（設置及び所掌事務）

第二十条 花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、花とみどりの三重づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 基本計画に関する事項
 - 二 花とみどりの活用の推進に関する施策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 推進会議は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
（組織等）

第二十一条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、花とみどりの活用の推進に関する事業に従事する者その他の者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 施策の推進

（体制の整備等）

第二十二條 県は、第六條及び第八條の責務等を果たすため、必要な体制を整備するとともに、花とみどりの活用の推進に関する専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上に努めるものとする。

（三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日）

第二十三條 花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運を醸成するため、三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日を設ける。

2 三重県花とみどりの日は県民の日条例（昭和五十一年三重県条例第二号）第一条第一項に規定する県民の日と同一の日とし、三重県街路樹の日は十一月十一日とする。

3 県は、三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第二十四條 県は、花とみどりの活用の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第六章の規定は、同年十月一日から施行する。

（準備行為）

2 推進会議の委員の選任のために必要な行為その他の第六章の規定の施行のために必要な準備行為は、同章の規定の施行の日前においても行うことができる。

（検討）

3 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね四年ごとに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

花とみどりの三重づくり推進会議 委員名簿

令和8（2026）年8月現在

（敬称略）

委員名	所属等
鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校教授
松尾 奈緒子	三重大学准教授
◎三宅 諭	三重大学教授
山田 邦夫	岐阜大学教授
藤田 剛	中部地方整備局建政部 都市整備課
大山 雅司	東海農政局生産部 園芸特産課
中矢 佳代	三重県小中学校長会
北川 圭太郎	三重県市長会
市村 一雄	三重大大学院生物資源学研究科リサーチフェロー （株式会社 名港フラワーブリッジ）
奥田 誠	花の国づくり三重県協議会
加藤 千弘	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
田中 彩子	鈴鹿商工会議所
中村 駆	一般社団法人三重県造園建設業協会
樋口 智子	公益社団法人 三重県観光連盟
前川 良文	株式会社 緑生園
松尾 廣文	三重県花植木振興会

◎：会長